「播磨臨海地域道路（第二神明～広畑）計画段階環境配慮書」に対する
環境大臣意見

播磨臨海地域道路（第二神明～広畑）（以下「本事業」という。）は、国土交通省近畿地方整備局が、兵庫県神戸市から揖保郡太子町を結ぶ延長約 50 ㎞の播磨臨海地域道路における兵庫県神戸市（第二神明）から姫路市（広畑）に至る延長約 35 ㎞の区間を整備する事業であり、当該地域の製造業の活性化、観光周遊の促進、交通事故の削減及び災害に強いまちづくりを目的に計画されている。

本配慮書では、事業実施想定区域（以下「想定区域」という。）の設定において、加古川市の市街化調整区域及び住宅密集地と企業集積地の間の空間や公共空間を活用する内陸・加古川ルート（以下「案①」という。）、明石市の市街化調整区域及び住宅密集地と企業集積地の間の空間や公共空間を活用する内陸・明石ルート（以下「案②」という。）、加古川市の市街化調整区域及び企業地内の空間や海上空間を活用する沿岸・加古川ルート（以下「案③」という。）並びに明石市の市街化調整区域及び企業地内の空間や海上空間を活用する沿岸・明石ルート（以下「案④」という。）の複数案が設定されている。

想定区域及びその周辺は、兵庫県南部の播磨灘に面する播磨平野に位置し、加古川、市川、夢前川、喜瀬川等が流れ、平野東部は、印南野台地と呼ばれるなだらかな河岸段丘になっており、ため池が多く存在している。

複数案は、いずれも環境の保全についての配慮が特に必要な施設等に影響を及ぼすおそれがある。特に案①及び案②は、案③及び案④に比べ住居が密集している区域が多く分布していることから、自動車の走行に伴う騒音等の増加による沿道地域への更なる環境負荷が生じることが懸念される。また、案③及び案④においては、想定区域の周辺は、自然公園法（昭和 32 年法律第 161 号）に基づく瀬戸内海国立公園の普通地域等となっており、自然環境保全上重要な地域への影響が懸念される。

これらを踏まえ、本事業計画の更なる検討に当たっては、以下の措置を適切に講じられたい。また、それらの検討の経緯及び内容については、方法書以降の図書において、適切に記載されたい。

１．総論

（１）対象事業実施区域等の設定

今後の詳細なルートの位置及び道路構造の検討に当たっては、各論での指摘を踏まえつつ環境の保全上重要な以下の施設等への影響を回避又は極力低減すること。

ア．学校及び病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設並びに住居（以下「住居等」という。）

イ．瀬戸内海国立公園

ウ．主要な河川、水源地

エ．鳥獣保護区、自然環境保全法（昭和 47 年法律第 85 号）に基づく自然環境保全基礎調査の第６・７回調査（植生調査）において自然度が高いとされた植生、巨樹・巨木林

オ.「ふるさと兵庫景観づくり基本方針（景観形成等基本方針）」（平成 26 年 10 月兵庫県）において指定している景観形成地区、景観資源、眺望点及び人と自然との触れ合いの活動の場

カ．史跡、名勝、天然記念物及び文化財

（２）環境影響評価の項目の選定等

今後設定する対象事業実施区域及びその周辺において、上記（１）の環境の保全上重要な施設等が存在する場合には、環境影響評価の項目の選定に当たって考慮するものとし、本事業に伴い影響を受けるおそれのある大気質、騒音、振動、水質、地形及び地質、日照阻害、動物、植物、生態系、景観、人と自然との触れ合いの活動の場、廃棄物等その他環境要素に係る項目から、環境影響評価の項目を適切に選定すること。

また、今後、本事業において当該道路への連絡道路が計画され、それにより本事業の実施に伴う環境影響に追加的な影響が生ずるおそれがある場合は、方法書以降の手続において、連絡道路の存在・供用を前提とした調査、予測及び評価を行うこと。

２．各論

（１）大気環境

想定区域及びその周辺には、複数の住居等が存在しているほか、想定区域及びその周辺の自動車交通騒音が一部環境基準を超過している。特に案①及び案②は、案③及び案④に比べ住宅が密集している区域が多く分布していることから、自動車の走行に係る大気への影響、騒音等の増加による沿道地域への更なる環境負荷が生じることが懸念される。複数案からの絞り込みに当たっては、自動車の走行に係る大気質、騒音等の住居等への影響を回避又は極力低減するよう慎重に検討すること。

（２）水環境

本事業は、瀬戸内海に流入する河川等を横断するため、土地の改変等に伴う濁水等の発生、水量の減少による水環境への影響が懸念される。このため、土工量等を抑制する位置及び道路構造の採用により、本事業の実施に伴う水の濁り等による影響を回避又は極力低減すること。特に、橋梁構造を採用する場合は、河川内の土工量を抑制する位置及び構造の採用により、河床掘削等に伴う水の濁り等による影響を回避又は極力低減すること。また、トンネル構造を採用する場合は、土工量を抑制し、地下水への影響を回避又は極力低減する位置及び構造の採用により、地下水及び河川流量等への影響を回避又は極力低減すること。

（３）動植物及び生態系

想定区域及びその周辺には、瀬戸内海国立公園等の重要な自然環境のまとまりの場が確認されているほか、全てのルート上には、自然環境保全法に基づく自然環境保全基礎調査の第６回・第７回調査（植生調査）において植生自然度が高いとされ

た植生等が存在している。このため、詳細なルート及び道路構造の検討に当たっては、本事業の実施に伴う自然環境への影響を慎重に検討し、これらの重要な自然環境の直接改変及び分断を回避又は極力低減すること。

（４）景観及び人と自然との触れ合いの活動の場

想定区域及びその周辺には、瀬戸内海国立公園や「ふるさと兵庫景観づくり基本方針（景観形成等基本方針）」における「高砂市高砂地区歴史的景観形成地区」等が存在することから、これらの眺望点からの重要な眺望景観及び人と自然との触れ合いの活動の場への影響が懸念される。このため、詳細なルート及び道路構造の検討に当たっては、景観資源、眺望点及び人と自然との触れ合いの活動の場の直接改変を回避又は極力低減するとともに、本地域の景観との調和を図り、人と自然との触れ合い活動の場の機能を低下させないよう配慮すること。

（５）廃棄物等

本事業は、市街地の一部を通過する計画であり、本事業の実施に伴う土地改変、掘削等により建設発生土及び廃棄物が多く発生するおそれがある。このため、詳細なルートの位置及び道路構造の検討に当たっては、土工量を抑制する位置及び構造の採用等により土量バランスを考慮した上で、建設発生土及び廃棄物の発生量を極力抑制すること。また、やむを得ず発生する建設発生土及び廃棄物については、可能な限り再生資源として利用を図るなど適正な処理を行う計画とすること。

（６）温室効果ガス

工事に伴う温室効果ガスをできる限り削減するよう、工事における省エネルギー化の推進や再生可能エネルギーの利用等の環境保全措置を検討すること。

（７）地域住民等への説明及び関係機関との連携

本事業は、市街地において、長期間にわたり工事が実施される計画であることから、本事業の実施に伴う環境影響及び環境保全措置の内容について、地域住民等に対し丁寧に説明すること。また、本事業の推進にあたっては、関係機関等と調整を十分に行い、方法書以降の環境影響評価手続を実施すること。